

「情報公開文書」

受付番号： 2021-4-064

課題名： 20歳時の体重と生活習慣病との因果関係の検討

研究責任者：東北大学 高等研究機構 未来型医療創成センター ・
助教・北島 秀俊

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画の「地域住民コホート特定健診相乗り型ベースライン調査 TMM 67K」、「宮城 地域支援センター型 ベースライン調査 18K」、および「岩手サテライト型ベースライン調査 8.3K」に参加された方約9万3千人。

2. 研究目的・方法

【研究期間】2019年11月（倫理委員会承認後）～2022年3月

【研究目的】

これまで、20歳頃と比較して、体重が増えている人は、高血圧や2型糖尿病などの生活習慣病になりやすいことが報告されてきましたが、因果関係は検討されていませんでした。近年の全ゲノム関連解析の躍進にともない、SNP（Single Nucleotide Polymorphism）を用いたメンデルのランダム化（Mendelian Randomization [MR]）法により因果関係を検討することが出来るようになりました。

本研究では、東北メディカル・メガバンクに参加された約9万3千症例にて、20歳ごろの体重や20歳ごろからの体重変化に着目して、全ゲノム関連解析を行います。そして、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病との因果関係の検討を行います。

【研究の方法】

まず、東北メディカル・メガバンクに参加された約9万3千症例において、20歳ごろの体重や20歳ごろからの体重変化と糖尿病、高血圧、および脂質異常症などが、どのような関係を示すかを検討します。次に、20歳頃の体重に着目した全ゲノム関連解析を行い、全ゲノムレベルの有意な相関を示したSNPを含む遺伝子領域の同定、ならびに生物学的意義を解明します。そして、各々の遺伝子領域の中で、最も強く相関していたSNPを用いてMR法を行い、生活習慣病との因果関係を検討します。それに加え、日本人をはじめとした東アジア人の生活習慣病に関連する全ゲノム関連解析の公開されている要約統計量を使用した因果関係の検討も行います。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：年齢、性別、生活に関する調査票情報、食生活に関する調査票情報、血液学的検査情報、生化学的検査情報、尿検査情報、特定健康診査情報、SNP アレイ情報、インピュテーション後の SNP アレイ情報。

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 関係研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合